

令和6年12月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和6年12月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和6年12月26日(木) 午後1時30分から午後4時15分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

1番	百瀬 泰紀	2番	小林 節夫
4番	武井 茂善	5番	中川 敦
6番	久保 節夫	7番	松田 和久
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	矢嶋 壽司	11番	御子柴清市
12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
14番	細江 弘光	15番	塩原 俊昭
16番	松尾 英志	17番	濱 博
18番	齋藤 勝幸	19番	奥原 邦義
20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
22番	古畑 英俊	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎	25番	山田 久子
26番	村山さえ子		

(2) 推進委員 7人

推1番	原 弥生	推2番	小笠原鉄夫
推7番	上杉 壽和	推8番	石川 克彦
推10番	手塚 稔幸	推12番	横山 泰治
推18番	百瀬 一郎		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人

3番	柳澤 一向		
----	-------	--	--

(2) 推進委員 11人

推3番	梶原 知子	推4番	古家 豊和
推5番	百瀬 文仁	推6番	赤羽 武史
推9番	横山 竜大	推11番	中野 浩史
推13番	清水 麻未	推14番	原口 知明
推15番	平林 章司	推16番	丸山 貴久
推17番	太田 稔		

5 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第230号~第236号)
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件
…………… (議案第237号、第238号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第239号~第251号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第252号、第253号)

- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第254号～第265号）
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件
……………（議案第266号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第267号～269号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

(3) 協議事項

- ア 令和6年度違反転用への対応について
- イ 納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 和田地区の市街化編入に伴う松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について
- イ 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（非農地決定済土地の農用地区域からの除外）
- ウ 令和6年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

(2) 報告事項

- ア 令和6年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 令和6年度第2回青年等就農計画の審査結果について
- ウ 令和6年度全国農業新聞普及推進の取組結果について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

県外先進地視察研修の開催について

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
		//	局長補佐	上條 仁
		//	係 長	草田 崇博
		//	事 務 員	丸山 裕子
		//	事 務 員	西森 朋恵
		農 政 課	主 査	望月 優
		//	主 任	小原 悟
		//	主 事	藤井 陸璃
		//	主 事	城生 涼風
		//	主 事	倉科 愛加

- 9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立
- 10 会長あいさつ 田中会長
- 11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任
- 12 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 11番 御子柴清市 委員
12番 塩原 秀俊 委員
〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要
議 長

次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、議案第230 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。
別冊の総会資料をお手元にご準備ください。
それでは、本日配付された資料の新規就農者について、事務局から説明をお願いいたします。
丸山事務員。

丸山事務員

農業委員会事務局の丸山です。
今月の新規就農者の説明をさせていただきますので、別冊資料の表紙の裏面をご覧ください。
今月は、個人の方1名いらっしゃいます。
1番、〇〇様、住所地は愛知県、農地所在地は奈川地区、3筆、5.75アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定は野菜、農業従事者はご本人とご家族の2名と伺っております。議案は2ページ、26番に該当いたします。署名は奈川地区、奥原農業委員にいただいております。
今月の新規就農者は以上です。お願いいたします。

議 長

ただいま新規就農者の説明に対しまして地元の委員から補足説明をお願いいたします。
奥原委員。

奥原農業委員

〇〇さんは、去年10月の末ですか、部落のぼつんと1軒空いているところへ来るということで、去年来て、周りの草を刈ったり、建物をちょっと掃除したりして、愛知のほうから見える方ですが、来年の3月には引っ越しして来て、農業を始めるということですので、ただ、1軒だけですので、除雪の関係とか、いろいろこれから生活面について支所を通じていろいろお願いしている最中です。まだ若い方です。いいと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 農政課の倉科です。

特記事項等ございませんので、議案の説明に入ります。

着座にて失礼します。

別冊資料の1ページをご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第230号です。

合計のみ申し上げますので、49ページをご覧ください。

合計、一般、92筆、貸付け53人、借入れ39人、

面積13万2,581平米。

経営移譲、筆数21筆、貸付け2人、借入れ2人、面積2万5,451平米。

所有権の移転、筆数5筆、貸付け3人、借入れ1人、面積8,590平米。

第18条2項6号関係、筆数7筆、貸付け4人、借入れ3人、
面積8,792平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数625筆、貸付け
322人、借入れ1人、面積104万6,363.49平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数561筆、貸付け
1人、借入れ115人、面積94万6,538.49平米。

合計、筆数1,311筆、貸付け385人、借入れ161人、
面積216万8,315.98平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数506筆、面積
85万1,931.49平米、認定農業者への集積率は39.92%です。
議案第230号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
それでは、この案件につきまして質問、意見ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員を対象に行いますので、議案第
230号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手
をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第231号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会法31条、参与の制限の規定により、山田委員には退室をお願いいたします。

(山田農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第231号です。
50ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数35筆、貸付け1人、借入れ1人、面積6万2,673平米。
上記利用権設定(一括方式機構配分関係)のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第231号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして全委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第231号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
山田委員の入室をお願いいたします。

(山田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第232号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件でありますので、古畑委員には退室をお願いいたします。

(古畑農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第232号です。

51ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,009平米。

上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第232号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、集約いたします。

議案第232号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
古畑委員の入室をお願いいたします。

(古畑農業委員 入室)

議 長

古畑委員、〇〇って何ですか。

古畑農業委員

機械受託組合です。

〇〇という会社です。株式会社になっています。

議 長

法人化して、そこで〇〇地区の皆さんの農作業をやっているということですね。

古畑農業委員

はい。定植等々の機械作業の請負をしております。

議 長

ありがとうございます。

それでは、続きまして議案第233号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、中川委員には退室をお願いいたします。

(中川農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第233号です。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積459平米。
上記利用権設定(一括方式機構配分関係)のうち認定農業者への集積率は
100%です。
議案第233号は以上になります。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第233号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
中川委員の入室をお願いいたします。

(中川農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第234号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件も同様、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第234号です。
52ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。
筆数16筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万1,058平米。
上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第234号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第234号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第235号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件も同様、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第235号です。
53ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
所有権の移転、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積837平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数8筆、貸付け1人、
借入れ1人、面積1万7,199平米。
合計筆数9筆、貸付け2人、借入れ2人、面積1万8,036平米。
上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は
100%です。
議案第235号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第235号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第236号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、塩原至委員には退室をお願いいたします。

(塩原(至)農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第236号です。
合計のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,427平米。
上記利用権設定(一括方式機構配分関係)のうち認定農業者への集積率は
100%です。
議案第236号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第236号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
塩原至委員の入室をお願いいたします。

(塩原(至)農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第237号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件を上程いたします。
農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、5-(1)-イ、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第237号です。
54ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数34筆、貸付け25人、借入れ17人、面積6万1,172平米。
議案第237号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第237号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第238号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件でありますので、矢嶋委員には退室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第238号です。

55 ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,809平米。

議案第238号は以上になります。

議 長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第238号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議 長

ありがとうございました。

賛成多数ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

矢嶋委員の入室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 入室)

議 長

続きまして、議案第239号から251号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、13件について上程します。

事務局から一括説明をお願いします。

上條局長補佐

議長。

議 長

上條補佐。

上條局長補佐

それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第239号、240号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第241号は、工業団地計画による代替農地取得のため、所有権を移転するものです。

議案第242号は、実際の耕作者に権利を移転するため、所有権を移転するものです。

議案第243号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第244号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

2ページをお願いいたします。

議案第245号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第246号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第247号は、隣接自己所有農地と一体利用するため、所有権を移転するものです。

議案第248号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第249号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第250号、251号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

参考資料として、新規就農者の情報を3ページに掲載しております。
以上13件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。
239号、細江委員。

細江農業委員 239号は、昨年申請が許可になりました畑の隣です。隣も耕作されてい
ましたので、別に問題ないと思います。

議長 240、241号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 240号は、地主が〇〇さん、〇〇にお住いの方で、市街地からわざわざ
来てもらって農地保全をしていたということで、2年ほど前からこの土
地を処分する相談を受けていました。そういう中で、〇〇さんが購入して、
今後も耕作していく話となりましたので、問題ないと思います。
それから、241号は、譲受人の〇〇さんの自宅の前にある畑ということ
ですので、問題ないと思います。
以上です。

議長 242号は今井ですので私から説明します。譲渡人の〇〇さんは県外に住
んでいて、譲受人の〇〇さんが管理をしながら自家用野菜を作っている
という状況です。実際の耕作者に所有権を移転ということなので問題な
いと判断をいたしました。
次、243号、河西委員。

河西農業委員 新規就農案件です。中古住宅の購入に当たって、その住宅の隣にある農地
で新規就農するという件になります。5畝、家庭菜園には少し広めなので
すけれども、トラクター等あるとのことなので、問題なくできるかと思
います。
以上です。

議長 244、245号、丸山委員。

丸山農業委員 244号ですが、〇〇さんと〇〇さんは兄弟でありまして、弟の〇〇さんの所有している農地を兄の〇〇さんが今までも耕作をしてきている状況です。その農地を兄に所有権移転するという事で、特に問題はないかと思えます。

245号ですが、新規就農ということで、〇〇さんのお宅へ行って話を聞いてきました。〇〇さんとは本家、新宅の関係だそうで、今までも対象農地を耕作していたそうです。それで、〇〇さんも定年が近いそうで、定年になったら一緒にやりたいということで今回の申請となったようです。特に問題ないと思えます。

議長 246、247号、武井委員。

武井農業委員 246号ですけれども、〇〇さんは神奈川県に居住しております。高齢のため耕作が困難だということで、弟に所有権を移転するという事です。弟も東京に居住していますが、もう定年退職しているということで、既に実家を拠点として水稻と野菜を栽培しています。農地保全の観点からも問題ないと思えます。

引き続きまして、247号ですが、〇〇さんは高齢で耕作が困難ということで、農地の引継ぎ手を探していたところ、隣接地の〇〇さんが取得することになったものです。〇〇さんは昨年空き家を取得し、併せて農地を取得して、新規就農者としてキウイフルーツと野菜を栽培しております。規模拡大を図るものでありますし、また農地保全の観点からも問題ないと判断しました。

以上です。

議長 続きまして、248、249号、原委員。

原推進委員 〇〇さんが、〇〇さんの住宅に隣接する〇〇さんの農地を取得するものです。〇〇さんの敷地を通らないと農地に入れない状況ですし、隣接地で野菜等も少し作っていらっしゃるようなので、問題ないかと思えます。続いて249号ですが、譲渡人の〇〇さんが今井にお住まいで、申請地のすぐそばに自宅のある〇〇さんが取得するものです。〇〇さんは農業もちゃんとされていますし、今までも〇〇さんの農地で委託していた分を作っているという事なので、問題ないかと思えます。

議長 続きまして、250号、倉科委員。

倉科農業委員 250号ですけれども、ちょっと注意喚起も含めてご意見も一緒に上げたいと思えます。

今回、松本市〇〇にお住まいの〇〇さん、この方が現在所有しています〇〇の農地、1筆、〇〇平米を〇〇さんに売買により所有権移転を行うとい

うものでございます。場所は〇〇の南側、〇〇に隣接する〇〇の東側という位置関係になります。

この農地は、今回譲受人である〇〇さんが相続していましたが、将来的に農業経営を縮小されるということで、〇〇年の〇〇月に定例総会におきまして審議されて、〇〇さんへの所有権移転が認められたという経過がございます。

〇〇さんにつきましては、例えばこの議案239号で譲受人となっている方と同一人物だと思いますけれども、〇〇を営んでおりまして、その〇〇月の総会でも指摘させていただいたのですけれども、自身の所有農地を〇〇として〇〇の〇〇に掲載をしていると。農業経営規模拡大と言いつつも、ちょっとこういうことで大丈夫なのかなということで、問題が起こらないか注視する必要があるということで、そのとき申し上げました。

その後、3条許可後の営農状況を見ていたのですけれども、この農地自体は相変わらず〇〇さんが自身で営農しておりまして、〇〇さんが申請時に2キロ圏内に住む臨時雇用者が耕作をするので営農上問題ないということを書いてありましたので、その意味でいえば、〇〇さんのことを指すのであれば、これはしようがないと思いますし、今さら確認のしようがありません。しかしながら、規模縮小だということで、今後は耕作できないというふうにおっしゃっていた〇〇さんが相変わらず耕作しているという状況でありましたので、非常に不可解に思っておりました。

今回ですけれども、この案件につきましては、〇〇さん自身がまた営農したいということで、買い戻すという内容でありますので、そのことを信じて、許可は適当と考えざるを得ませんけれども、この〇〇さんの〇〇と〇〇さんが絡むと思われる農地転用事案が地域内でも確認されておりまして、これ以上農地行政を脅かすことがないように、引き続き注視していく必要があるということで、これ自体が犯罪ということを行うつもりはありませんけれども、ちょっと不可解な点が多過ぎるということで、申し上げさせていただきます。

以上です。

議 長 続きます、251号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 251号であります、〇〇さんが相続いたしました、会社等の役員をやっている、もう農業はやらないということで、近所の〇〇さんに所有権移転するものです。申請地は〇〇さんの自宅の裏側にある土地でありまして、今、米等を作っておられます。経営規模拡大ということで、問題ないかと思っております。

以上です。

議 長 250号について、事務局から意見を求めます。

上條補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 今言われた〇〇さんの件ですけれども、239号につきまして、申請の際に、以前に3条申請した土地の隣であったため耕作の意思を直接聞いたところ、〇〇の土地について今回もしっかり耕作をしていくと本人から確認しています。

この〇〇さんの経営面積ですが、松本市内のほかに、〇〇市に農地を持っているということで、〇〇市の農業委員会事務局にも直接聞きまして、〇〇市内の農地はしっかり耕作をされていることを確認しています。全部効率利用、農業従事日数というところがクリアできていることから、今回の申請を受けたというものです。

250号につきましては、譲受人が買い戻す形になりますが、〇〇さんに聞いたところ、譲渡人の〇〇さんは譲受人の意向に従うことにしたということのようです。

しかしながら、今後に懸念があるようですので、〇〇市の農業委員会にもちょっと情報共有しながら、2つの市の間でちょっと検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長 基本的に、大前提ですが、我々の組織は法的瑕疵がなく、周りの農家に対して悪影響がなければ、淡々と採決するということになります。

細江農業委員 議長。

議 長 細江委員。

細江農業委員 239号と関わりまして、昨年申請があった際に、譲渡人の〇〇さんにお会いして、ちょっとお話を伺いましたけれども、本人は高齢で、もうできなくて、誰かやっていただける方ということで、何かあそこの〇〇の南で〇〇という地区ですけれども、そこにもう前から〇〇が農地転用して農地じゃなくなっているところもあるみたいです。今後、申請された農地の管理をどうするのですかと聞いたら、〇〇さん側が何か専属の人を雇って、その人に管理してもらうようだと〇〇さんはおっしゃっていました。

議 長 ただいまそれぞれの地区の農業委員、事務局から意見がありましたとおり、現状、法的な瑕疵はありません。許可要件も満たしている中での審議となります。

それを踏まえて、皆さんのほうで何か意見等ありましたら、お願いします。

議 長 課題のある案件ですが、その状況だけで採決を取らないというわけにもいきませんので、その辺の懸念材料を、また倉科委員と事務局で文言にして、

代理人の〇〇さんに、我々定例総会でこの辺の懸念が出ているが、この辺を払拭してくれと。そういうことの中で、この案件を採決するということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

倉科農業委員 議長。

議 長 倉科委員。

倉科農業委員 多分、文書として出す内容に書くものはありません。というのは、もう今既に申請書が上がってきているものを私も拝見しておりますけれども、そこに書いてあるものを読めば、私がさっき言ったようなことは出てきませんし、営農するというふうになっています。経営規模拡大するという事で申請書が上がってきている以上、改めて言えること何もないので、多分文書は出せません。

逆に〇〇さんという農業者の方が農地を取得したいということで申請上がってきている内容ですから、少なくともこの250号についてどうこう言える立場にないかなというふうに思っております。

なので、これはもう認めるしかない案件になっている状況ではありますけれども、私としては、地元のことでもありますんで、今後、何かおかしいことにならないようには注視をしていきたいと思っています。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 今、倉科委員さんからも言われたように、申請書自体に問題もないので、我々は地区の農業委員さんが日頃の農地パトロールの中で注視しながら、もし許可した農地に対して疑念があるようだったら、事務局のほうに連絡をいただいて、その上で地元農業委員と一緒に関係者に聞き取りをしていきたいと考えています。

河西農業委員 議長。

議 長 河西委員。

河西農業委員 農地法3条の許可条件ですけれども、今回の許可申請とか全部個人でなされているものですよ、農地所有適格化法人じゃなくて。その場合って、申請者か、もしくはその世帯員が農作業に常時従事するという条件があったと思うのですけれども、だから、他人にお金を払ってやってもらうというのを前提にしていたら、3条違反だと思います。ただ、その本人が自分でやっていると言っているのだったら、それはやりようはないと思います。

議長 ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長 無いようですので、農地法3条の規定による案件、13件について一括して集約いたします。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第239号から251号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。
続きまして、議案第252号及び253号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程します。
事務局から一括説明をお願いします。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員 農業委員会事務局、西森です。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。
着座にて失礼いたします。
議案書の4ページをお願いします。
議案第252号、転用目的、農家住宅です。農振除外済み案件です。
議案第253号、転用目的は貸し駐車場です。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく
お願いいたします。
以上です。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。
252号、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 252号、この件に関しましては、中部縦貫道の用地買収にこの〇〇さんの自宅がかかるという形で、買収が既に契約が済まれておりまして、速やかに住宅を明け渡す必要があるという形の中で、その買収にかかった隣接地の農地になりますけれども、そこを転用して自分の住宅を建てると、こんなことでありますので、周りの農地に及ぼす影響はないというふうに現地を見てきました。全く問題ないかなというふうに思います。
以上です。

議 長 253号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 別添資料の位置図資料の写真を見ていただきたいと思います。11ページになりますが、この場所は、〇〇がありまして、その東側、〇〇を挟んだその反対側という位置になります。ちょうどこの場所のすぐ横に老人ホームがありまして、そこの駐車場を既に貸しているのですが、駐車スペースをもう少し欲しいということで、その駐車場の東側を拡張して貸駐車場にするということでございまして、この場所、水が全くない場所ということもありまして、東側はちょっと崖下みたいな感じで、下にまた住宅地があるのですけれども、分断されていますので、周りの農地に与える影響はないということで判断いたしました。

議 長 現地確認した委員の意見を求めます。
252、253号を松田委員。

松田農業委員 252号ですけれども、これは自動車道に住宅が引っかかるということで、まだ新築して間もない住宅で、本当お気の毒だと思うのですけれども、致し方ないというふうに思います。
それから、253号ですけれども、貸駐車場の拡張が理由ということで、特別問題はないかなと思います。
以上です。

議 長 続きまして、全体を通じまして全ての委員の皆様にご意見等あったら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について、一括して集約します。
農業委員の皆様にご伺いますが、議案第252号及び253号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第254号から265号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、12件について上程しますが、議案第260号に関連する議案第266号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件についても併せて上程します。
事務局から一括説明をお願いします。

西森事務員 議長。

議 長 西森事務員。

西森事務員 続きます、農地法第5条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第254号、転用目的はグループホームです。農振除外済み案件です。

議案第255号、転用目的、鉄工所敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第256号、転用目的、特定建築条件付土地です。

議案第257号、転用目的、住宅です。

6ページに移ります。

議案第258号、転用目的、議案第259号の工事用通路としての一時転用です。

議案第259号、転用目的、太陽光発電施設です。太陽光条例許可済みです。

議案第260号、関連がありますので、議案第266号から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

申請者は、令和2年に太陽光発電施設目的で許可を受けたものの、その後の資金不足により事業に着手できずにいました。事業のめどが立ったため、当時の計画に修正を加えて申請するものです。変更内容については議案書に記載のとおりです。

議案第260号に戻ります。

6ページをお願いいたします。

変更内容にもある送電ケーブル用地として追加した1.1平米を申請するものです。太陽光条例許可済みです。

議案第261号、転用目的、太陽光発電施設です。太陽光条例許可済みです。

7ページに移ります。

議案第262号、転用目的、資材置場です。

議案第263号、転用目的、分家住宅です。農振除外済み案件です。

議案第264号、転用目的、進入路です。

議案第265号、転用目的、分家住宅です。農振除外済み案件です。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、地元委員の意見を求めます。

254号、細江委員。

細江農業委員 254号ですけれども、〇〇というところがグループホームを建てたいと

ということで、〇〇さんの農地を賃貸して転用するものです。申請地隣の〇〇という福祉施設が2004年の4月に、19年ほど経過しますが、利用者の皆さんが高齢化してきたということで、宿泊施設が欲しいという要望が多く、隣接するこの場所に建てるというものです。道路沿いです。別に問題はないと思います。

議 長 255号、塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 先ほど240号の申請相談の段階で、所有する農地を調べているときに浮かび上がってきた物件であります。位置図資料を見てもらえると分かりますが、高速道路の側道脇に残地として自分の農地が変形して残っている状況です。その隣地に〇〇を建て、その一部の場所が駐車場になっていたり、〇〇の一部になっていたりいます。面積も全部合わせても337平米ほどということで、本当に小さな面積でありまして、しかも、それが3つに分かれているということで、その農地の状況を今まで分からずに使用していたということで、追認の物件になりますけれども、やむを得ないものと考えます。

以上です。

議 長 256号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 先ほど253号の貸駐車場の関係の土地の話がありましたけれども、そのすぐ南側ということで、所有者は同一の人でありますけれども、ちょうどこの場所は周りがもう住宅地に囲われていまして、現状は家庭菜園的なものを一部作っておりますけれども、ここは先ほど言ったように水がないということで、農地としては適さない環境となっております。住宅地としては周辺の住宅地の状況から適しているということで、購入の希望があったことから、本人も非常に耕作しづらい場所ということで、売買を決意したというものです。特に周りの農地に与える影響ありませんので、やむを得ないと判断しました。

議 長 257号、今井地区でありますので私が意見をします。先日、横山推進委員と2人で現地確認をして、〇〇本人ともお会いしたわけですが、その〇〇さんは〇〇さんの長女ということで、所帯を持っていらっしゃるということで、親も高齢になることから、面倒を見たいしということです。場所は〇〇の西側、〇〇集落の西北にあります。申請地は生垣、北側は河川、片方は道路と農地以外に囲まれているところがありますので、隣地の農地に与える影響はほとんどないということでありますし、そういう事情から考えて、致し方ないというふうに判断をいたしました。

続きまして、258、259、河西委員。

河西農業委員 太陽光発電施設への転用になります。位置図資料をちょっと見ていただき

たいのですが、259号のところをご覧ください。一応斜面というほど斜面ではない、緩斜面という感じですね。土壌の流出等も気になったのですが、これなら大丈夫だろうという感じがしました。それと、あと太陽光ということで、条例が新しくできました。それで、地元同意が必要ということになりましたので、地元の同意が取れているかどうか確認したところ、赤羽委員が町会のほうに問い合わせ、公民館のほうで説明会等をして、地元でも特段異論は出なかったという話を聞いております。総合的に考えて、やむを得ない案件かなと思います。

258号は、それに伴う通路ですね。通路の一時転用ということになります。こちらの特段問題ないと思います。

議長 260号と併せて266号、261、262号を久保委員。

久保農業委員 260号と266号、261号、周りは全部原野と山林であります。太陽光をやっても支障がありませんので、何ら問題もありません。
262号、周りの農地に及ぼす影響は何もありません。

議長 続きまして263、264、265号、倉科委員。

倉科農業委員 議案第263号ですが、〇〇さん、〇〇さんのご夫婦が分家住宅の建設のため、父である〇〇さん所有の農地、299平米を使用貸借により転用を行うものです。場所につきましては、位置図資料を見ていただきますと、〇〇があるのですけれども、そこから北へ200メートルほど入りましてこの市道に面した集落内の一角になります。写真で見ると、農地というふうに見えるのですけれども、広く見ますと、道路や住宅に囲まれておりまして、これ以上農地として広がりがちょっと期待できないような場所です。この転用によりまして、周辺農地への影響も少ないと思われるので、本件における転用はやむを得ないと考えております。

しかし、現地見ていただいた方はお分かりと思うのですけれども、許可前ですけれども、既に現地の表土が剥がされておまして、事前着工と指摘されてもおかしくないように私も思いました。申請者からは何らかの弁明があったというふうに報告を受けておりますけれども、法令遵守の観点から見れば、大変遺憾と申し上げざるを得ません。ただ、許可はしようがないかなと思います。

続いて、264号ですけれども、〇〇さんが、位置図資料の写真の奥のほうに別の筆の宅地がありまして、そちらへの進入路がないということで、今回、その進入路として利用するための土地が必要ということで、申請が上がってきております。所有者の方はもう亡くなっておまして、申請人につきましては、〇〇の〇〇さんが名前として上がっているかと思えます。場所につきましては、〇〇集落の〇〇から西へ500メートル入りまして本当に住宅が並ぶ中の集落内の一角でございます。これにつきましては、状況から考えまして、やむを得ないかなというふうに判断いたしました。

続いて、265号ですけれども、〇〇さん、〇〇さんご夫妻が、これも分家住宅の建設のため、父親であります〇〇さんの農地、299平米をこちらにも使用貸借により転用を行うという案件でございます。場所は〇〇の〇〇にあります〇〇、〇〇の南側50メートルほど行ったところの、これも集落内の端といいますか、一角になります。ただ、〇〇さんご自身、お父さんは地域の担い手として活躍されておりました、娘さんご夫妻が農業を手伝いたいということで、実家の近くに住みたいという希望で、この場所を選定してきたということでございます。当該農地につきましては、南側と北側の一部が農地に面しておりました、ほかは宅地と道路に接しているような場所でございます。周辺の農地に与える影響は少ないというふうに見ましたので、本件における転用もやむを得ないと考えております。

以上3件です。

議長 続きます、現地確認した委員の意見を求めます。
議案第254号から259号を松田委員、260号から265号を丸山委員にそれぞれ順次お願いします。

松田農業委員 254号から259号ですけれども、それぞれ詳細につきましては、地元の委員さんから丁寧に説明がありましたので、いいと思いますが、特別周辺に影響を及ぼすような案件ではありませんので、問題ないかと思えます。一部神林の追認案件の関係がありますけれども、これはもう高速道路建設絡みで残地として残ったようなところでもありますので、やむを得ないものとして見てきました。
以上です。

議長 丸山委員。

丸山農業委員 いずれの案件も、確認しましたけれども、周辺農地に対する影響等ある案件は1件もありませんでしたので、問題ないかと思えます。
以上です。

松田農業委員 議長。

議長 松田委員。

松田農業委員 先ほど倉科委員からありました263号の関係ですけれども、一部表土も剥がしてありました。その関係につきまして、事務局のほうで確認いただいたと思えますので、若干補足をいただければと思います。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員

議案263号につきまして、申請者である代理人の方、司法書士の方に確認を取りました。司法書士の方から申請者である原ご夫婦のほうに確認を取っていただいたのですけれども、お話を聞く限りでは、1筆のうちの一角に住宅を建てるということで、土を剥がしてあるのは、確かに住宅を建てる一角部分を剥がしてあるのですけれども、理由としては、周辺の農地によい土を、田んぼとしてよい土を分けるといいますか、分配するために剥がしたということなので理由はいただいていますので、確かに着工をしているという見方はできるのですけれども、注意といえますか、喚起はしておきましたので、今回の申請には特段問題はないかと思いますが、今後このようなことがないようにということでお伝えはしております。

以上です。

議長

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

意見等ありませんので、農地法第5条の規定による案件、12件と議案第266号、1件について、一括して集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、本件について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第267号から269号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程します。

事務局から一括説明をお願いします。

西森事務員

議長。

議長

西森事務員。

西森事務員

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。議案書の9ページをお願いします。

議案第267号、高宮中にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第268号、里山辺にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

10ページに移ります。

議案第269号、岡田下岡田にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

以上3件です。よろしくをお願いします。

- 議 長 地元委員の意見を求めます。
267号、百瀬委員。
- 百瀬農業委員 267号については、越冬用のパセリが栽培されておりまして、全く問題ないと思います。
- 議 長 続きまして、268号、中川代理。
- 中川農業委員 里山辺の〇〇さんでございます。里山辺〇〇番、ここは特定貸付けでございまして、里山辺の大規模農家に貸し付けております。きれいに耕作されていまして。
〇〇番と〇〇番ですが、ここは現役のフドウ園であります。しっかりと耕作されておりまして。問題ありません。
以上です。
- 議 長 269号、岡田地区を小林委員、旧市地区を百瀬委員。
- 小林農業委員 269号の岡田地区の部分について、自身で果樹とか田として管理していて、問題ないというふうに思います。
- 百瀬農業委員 蟻ヶ崎の土地ですけれども、ここは草が一応生えてはいましたけれども、刈られているような状態でしたので、特には問題ないと思います。
- 議 長 ほかの委員の方でこの件につきまして何か意見等ありましたら、お願いします。
- [質問、意見なし]
- 議 長 意見等ないようですので、ただいまから本件を一括して集約いたします。
267号から269号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
- [全員挙手]
- 議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、報告事項に入ります。
事務局からアからオについて一括説明をお願いします。
- 上條局長補佐 議長。
- 議 長 上條補佐。

上條局長補佐

それでは、報告事項アからオについて説明いたします。

これらは書類等完備しておりましたので、事務局長専決により処理いたしました。

総会資料11ページからご覧ください。

11ページから15ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、42件、16ページから17ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、16件、18ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、19ページから21ページ、農地法第5条の規定による届出の件、14件、最後になりますが、22ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長

ただいまの報告について、委員の皆さんから質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

意見等無いようですので、報告事項、ご承知おき願います。

続きまして、協議事項に入ります。

協議事項ア、令和6年度違反転用への対応について、事務局から説明を求めます。

西森事務員

議長。

議長

西森事務員。

西森事務員

令和6年度違反転用への対応についてご説明いたします。

該当地区の委員の皆様につきましては、本日、違反転用または違反転用が疑われる農地の調査についての依頼を開会前にお渡ししております。該当のない委員の皆様にはお渡ししておりませんので、ご承知おきください。

この調査は、昨年度に引き続き違反転用とされている農地や、今年度の農地パトロールで新たに判明した違反転用と思われる農地についての確認をしていただくものです。

なお、農地パトロールの際にタブレット端末に写真データを保存していただきました方につきましては、写真が共有できておりますので、改めての写真の撮影は不要です。

実施方法については、昨年度と同じく、農地利用最適化推進委員の皆様とも連携していただき、写真未撮影の委員の皆様は、該当農地の写真撮影をお願いいたします。

また、全ての委員さん共通ではございますが、可能な範囲内で違反転用地の所有者、行為者への聞き取りを行っていただきたいと思っております。

実施方法について、何か不明な点等がありましたら、事務局までご連絡い

ただきたいと思います。

なお、報告期限は来年の総会日である1月31日となっております。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの件について全ての委員の方で何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、事務局説明のとおりご承知おき願います。
続きまして、協議事項イ、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について、事務局から説明をお願いいたします。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員 協議事項、納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件についてご説明いたします。

25、26ページをお願いいたします。

これは、税務署からの依頼により、納税猶予を受けている農地について、20年目の免除確定をするため、現況調査を行い、その結果を税務署へ報告するものです。

今回は11件、43筆、6万9,758平米の調査となりました。ご担当していただきました委員の皆様、ありがとうございました。

調査に基づく農地の利用状況は、表の右側、利用状況欄に記載のとおりです。

税務署のほうには、現況は全て農地として利用していることが確認できた旨を報告したいと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいまの件につきまして皆様のほうから質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、事務局説明のとおりご承知おき願います。
農地に関する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩とします。
3時10分再開します。

(休憩)

議 長

それでは、議事を再開いたします。

協議事項、和田地区の市街化編入に伴う松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についての協議に入ります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明を求めます。

望月さん。

望月（農政課）主査 農政課農業政策担当の望月と申します。よろしくお願いたします。

それでは、松本農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料につきましては、別刷りの松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてと記載された資料でご説明をさせていただきます。

それでは、別刷り資料の1ページご覧ください。

資料1です。市街化編入の概要についてです。

（1）の背景ですが、ア、松本市では、都市計画区域というものを定めておりまして、この区域には市街化区域と調整区域という2種類の区域に分かれております。調整区域につきましては、基本的に大規模な開発をすることができないということになっております。

松本市には現在、7つの工業団地が整備されておりますが、令和元年に新松本工業団地の分譲が完了しまして、それ以降新たな企業を誘致できる工業用地がないというような状況が続いています。

ただ、一方で、製造業を中心に毎年数社から事業用地に関する問合せがありますが、現状では市街化区域内に十分な工業用地を確保することができないという状況になっております。

したがって、市街化調整区域を市街化区域に編入しまして、これを市街化編入と言うんですけれども、新たな工業団地を整備することについて、現在検討しているということです。

（2）の立地の検討についてです。

アです。既存の市街化区域・工業団地の隣接地であるということを前提としまして、加えて物流のコスト等の考慮をしまして、事業者からも引き合いの多い重要物流道路及び交通結節点の周辺を候補地として検討をいたしました。

イです。その結果、周辺農地及び市民生活への影響がより軽微であると考えられる和田地区の当該地域が選定されたということでございます。

今回の事業につきましては、新松本工業団地の拡張ということで進めている事業ではあるんですけれども、同時に、こういった検討をしながら、農地に影響がないようにということで事業を進めているということでございます。

（3）の開発についてです。

市街化編入後の開発につきましては、松本市と協定を結んだ民間事業者が行うこととなっております。

（4）の位置ですけれども、こちらにつきましては、3ページにあります

別紙1をご覧ください。先ほども申し上げましたように、新松本工業団地の拡張という形で、新松本工業団地の中にある農地の一角ということになっております。

すみません、資料お戻りください。

(5)の面積等につきましては、編入面積全体は6.1ヘクタールになります。そのうち農振の面積につきましては4.5ヘクタールということになっております。

(6)市街化編入後の用途区域ですが、こちらは工業専用地域という地域に指定される予定になっております。

2番、市街化編入に向けての各種調整の状況です。

(1)地権者の同意につきましては、現在、同意率100%となっております。

(2)梓川土地改良区との調整ですが、こちらについても、事前調整については済んでいるということになっております。

(3)農林水産省関東農政局との事前調整です。こちらにつきましては、令和6年10月16日付でやむを得ないという回答をいただいております。

続きまして、ページおめくりいただきまして、3番、松本農業振興地域整備計画の変更についてでございます。

(1)です。長野県は、松本地域の農業振興地域を、松本市域から市街化区域や大規模山林等を除いた地域というふうに指定しております。そのため、当該地域が市街化編入されることに伴い、同地域は農業振興地域から外れることとなります。農用地等、こちら、通称いわゆる農振農用地、俗に言う青地のことを言うんですけども、こちらにつきましては、農業振興地域内に設定されるということになっておりますため、市街化編入に先立ちまして、本市においても青地からの除外の進めるということになっております。

(2)の今後のスケジュールになります。

こちらの図のとおりなんですけれども、市街化編入につきましては、来年の12月を予定しておりまして、農振除外もそれに合わせて進めていくということになっております。

12月11日に和田地区の農振協議会に本件についてお諮りしまして、了承をいただいたところでございます。

本日、農業委員会の意見聴取が終わりましたら、来月には市の農振協議会にて協議をする予定となっております。

その後、県との調整・協議を経まして、来年の12月頃に農振除外の完了公告を行う予定となっております。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明がありましたけれども、地元の委員の方で何か補足説明等ありましたら、お願いしたいと思っております。

塩原委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 先日の和田地区の農振協議会のほうで協議したんですけれども、地元としては、この土地については、1反歩区画の小さな地目、水田ですけれどもありまして、臨空工業団地の増設ということで、周りに農地があるわけでもありませんし、計画どおり進めていくことについて、やむなしということで結論を得ましたので、お願いします。

議 長 ありがとうございます。
地元在住の上條信太郎委員はどうですか。

上條農業委員 一緒に出席しておりまして、今、塩原委員が話したとおりであります。梓川としても、水路等々のことについては、もう調整済んでいますので、問題ないです。

議 長 ありがとうございます。
それでは、全体の皆さんで何か質問、意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。
本件については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成の方の農業委員の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成です。やむを得ないと集約いたします。
続きまして、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（非農地決定済土地の農用地区域からの除外）についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 引き続きまして、農政課のほうからのご説明させていただきます。
着座にて失礼いたします。
資料5ページお願いいたします。
1の要旨につきましてですが、山林・原野化による非農地判断により、農業委員会の農地台帳から登録除外された農用地区域に該当している土地、いわゆる青地農地について、農用地区域からの除外を行うというものでございます。
山林・原野化している青地については、令和3年の農業振興地域に関する

ガイドラインの一部改正に伴いまして、令和4年度より随時見直しにて除外をしているということでございます。

2番の変更案の概要です。

今回は、令和5年度に非農地判断された青地農地のうち、除外に対する土地所有者の同意を得られている118筆、8万383平米について、除外手続を進めるものがございます。

3番の除外対象地につきましては、資料6ページから7ページに記載しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

4番、今後の予定でございます。

令和7年の1月の農振にて協議を行いまして、2月から県との協議を行う予定となっております。

その後は、ほかの変更案件との兼ね合いにもよりますが、早ければ3月から公告・縦覧を行いまして、6月頃には完了公告を行う予定となっております。

なお、今後の協議の状況により、除外対象地に変更が生じる場合がございます。

以上、該当地を農用地区域から除外にすることについて、ご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして質問、意見ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。

本件については、やむを得ないと集約したいと思いますが、賛成いただける農業委員の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更については、やむを得ないと集約いたします。

次に、協議事項、令和6年度第2回松本農業振興地域整備計画の変更の協議に入ります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明を求めます。

望月さん。

望月（農政課）主査 引き続きまして農政課のほうからご説明を申し上げます。

着座にて失礼いたします。

では、資料の8ページご覧ください。

（1）変更案の概要についてご説明をいたします。

今回は重要変更は9件になります。内訳は、農家分家が3件、その他が6件です。軽微変更は4件、計13件の案件をご協議いただきます。

次に、資料9ページご覧ください。

(2)の経過は資料に記載のとおりで、今年の11月に申出を受けまして、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われまして、本日農業委員会でご協議をいただくこととなりました。

(3)今後の予定についても、資料に記載のとおりです。

今回の案件につきましては、軽微変更案件については、本日も承いただいた後、完了公告と申出者等への通知が出されます。

重要変更につきましては、県の事前協議、県の同意等を経まして、除外公告完了と申出者等への通知を予定しております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま概要についての説明がありました。

この概要について質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、次に進みます。

続いて、変更案の協議に入ります。

最初に、農家分家について説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 それでは資料10ページお願いいたします。

整備計画変更一覧表については、個別案件ごと、左から番号が振ってあります。一番下には別冊の変更申出位置図のページが記載してありますので、併せてご参照いただければと思います。

では、個別案件ごとの説明に入ります。

まず、農家分家です。

資料10ページになります。

番号1、〇〇、農家分家になります。申出者は、市内で子供1人を含む3名で共同住宅に暮らしていますが、子育てを行う上で現状の間取りでは不便が生じたため、戸建ての住宅の建築を計画しました。共働きのため、妻の実家の支援を受けながら子育てをしなければならず、妻の実家のある新村地区で検討をしました。条件に合う土地が見つからず、条件に合致し、所有者の同意が得られたのは、祖父所有の農地のみであったことから、当該地が選定されました。農家分家として、田、1,798平米中298.99平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

番号2、〇〇、農家分家です。申出者は、夫婦2人暮らしで市内のアパートに住んでいますが、今後家族が増えた場合、現在の住まいでは手狭になることが想定されるため、戸建て住宅の建築を計画しました。将来的な両

親の介護を考慮すると、実家周辺で適地を検討しました。申出者に所有地はなく、土地所有者及び他者所有地で検討しましたが、条件に合致し、土地所有者の同意を得られたのは申出地のみでした。農家分家として、田及び畑、1,691平米のうち299.91平米を分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号3、〇〇、農家分家です。申出者は、両親と子供2人の6人で自家に暮らしていますが、子供が大きくなり、家が手狭となってきたことから、住宅の建築を計画しました。両親が高齢となり、日常生活の手伝いや農繁期には農業の手伝いが必要であることから、実家の周辺で検討をしました。申出者に所有地はなく、土地所有者の所有地及び他者所有地で検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意を得られたのは申出地のみでした。以上により、農家分家として、田、1,050平米のうち299平米を分筆、転用したいとするものです。

以上、農家分家3件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長 　　ただいま農家分家3件について説明がありました。
地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 　　全体を通して委員の方で何か意見、質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 　　なければ、集約いたします。
農家分家3件、897.9平米については、やむを得ないと集約したいと思います。賛成いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 　　ありがとうございました。
全員賛成で、やむを得ないと集約いたします。
次に、その他について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 　　それでは、その他6件についてご説明いたします。

資料11ページご覧ください。

番号4、〇〇、境内地です。申出地の南にある申出者の敷地内にはイチョウの木がありまして、落ち葉が申出地に落ちるため、農業を行うことが困難な状況となっています。また、ギンナンの時期には、周辺住民が申出地に侵入してしまうため、境内地として近隣の方々が憩える場として提供す

るため、畑、427平米について転用をしたいとするものです。

続きまして、番号5、〇〇、ドローン訓練場、発着場です。申出者は、農業を中心に複数の事業を手がけています。新たにドローンの発着場を整備し、自身の農業への活用のほか、農作業や物資運搬、空撮等の請負及びドローンの訓練などを行う事業を計画しました。ドローンの利用は、空港法等で市街地等での利用は規制されており、また運営上の観点から、自宅周辺であることが望ましいことから、市街地から離れており、自宅の周辺である場所を検討したところ、条件を満たし、所有者の同意を得られたのは申出地のみでした。以上により、田、3,463平米を除外し、転用したいとするものです。

続きまして、資料12ページをご覧ください。

番号6、〇〇、駐車場の追認です。申出者は、開智に居住しつつ、中山の農地を買って耕作をしています。自宅から耕作地までの移動が負担になってきたことから、耕作地に近い中山地区内に住宅を購入し、転居することとしました。農作業や居住のためには4台分の駐車場が必要であり、周辺の土地を検討しましたが、土地所有者の同意は得ることはできませんでした。購入した住宅には、前所有者が違反転用をした駐車場はありますが、上記のとおりほかに適地がないため、違反転用地である申出地、畑、218平米のうち91平米を除外し、追認で転用をしたいとするものです。

番号7、〇〇、駐車場です。申出者は、病院を経営していますが、患者数、従業員数、出入りの事業者数ともに増加傾向にあり、慢性的な駐車場不足が続いているため、駐車場の増設を計画したものです。対象地域で適地を探しましたが、条件を満たし、所有者の同意が得られたのは申出地のみであったことから、田、117平米を除外し、転用したいとするものです。

番号8、〇〇、駐車場です。申出者は、整形外科を経営していますが、現在ある駐車場は満車になることが多く、駐車場内の駐車場区域外の部分や路上駐車などが行われているため、駐車場の増設を計画しました。申出者には所有地はなく、他者の所有地で検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意を得られたことから、この申出地を選定したというものです。

続きまして、資料13ページになります。

番号9、〇〇、駐車場です。申出者である県の管理する松本空港は、年々利用者が増加しており、駐車場の満車が経常化していることから、駐車場の増設を計画しています。空港の周辺で立地を検討しましたが、条件に合致し、所有者の同意が得られたのは申出地のみであったため、畑、1,671平米を除外し、転用したいとするものです。なお、本件は公共事業であることから、市農振協議会での承認を、除外を待たずに開発を行う予定となっております。

以上、その他6件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまその他6件について説明がありました。

地元の委員の方で補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
塩原至委員、ドローンの関係の補足説明をお願いします。

塩原（至）農業委員 農振協議会で11月幾日だったかな。現地を見て、皆さんで検討しました。ドローンの大きさは軽トラぐらいで、内容的には、肥料を散布したり、あと防除もやるということです。この土地所有者は申し出者のお父さんであります。〇〇さんは〇〇でいろいろな事業を展開しておりまして、田んぼとか畑を借りておりまして、そこにもドローンで散布、軽トラとか2トン車につけて、一応訓練をする場所がなければ、すぐドローンが飛ばせないみたいなもんですから、大きなドローンはやっぱり100メートル・30メートルぐらいなければ、何か事故があったときに困るということで、そのぐらいの敷地が必要だということでもあります。建物とかそういうものを建てるわけじゃなくて、田んぼのところに練習をするというような感じでありますので、農振の皆さんから、隣近所の方にご迷惑にならないように、ドローンの訓練、発着をしていただきたいという要望等を書いて、報告しました。

それで、別にそれだけの面積があれば、屋敷の本当に隣の田んぼでありますので、ほかはずっと周りが田んぼでありますので、別に問題ないかと思えます。

以上です。

議長 問題あるというか、これ、もちろん農振除外ということは、やっぱり農地として使わないから、除外なんだけれども、訓練を業として、なりわいとしてやるのかね。自分自身で訓練のためにやるということですか。

塩原（至）農業委員 自分もそうだし、従業員もいますんで、その人たちもちょっと練習しないといけないということと、これからそういうドローンが多くなるではないかということで、やりたい方にもちょっとそこで練習をさせるというふうになるみたいです。

以上です。

議長 分かりました。農地として使わないで、いろいろ多方面で使うから、やっぱり農振除外の手続をするということですね。

塩原（至）農業委員 ええ、そうです。

議長 望月さん、そういうことで、法的には農振除外の手続をしなきゃいけないという判断ということですか。

望月（農政課）主査 おっしゃるとおりでして、農業用施設としてのみではなくて、訓練施設として今回使いたいというような申出になっております。訓練施設については、例えば農業用であっても、講習施設については除外が必要な施設ということになっておりますので、今回除外をするということになっております。

議 長 そういう組立てだそうですので、ご理解をいただきたいと思います。それでは、ほかに何か質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。
その他6件、6, 317平米については、やむを得ないと集約したいと思います。賛成いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、その他6件については、やむを得ないと集約いたします。
最後に、軽微変更について説明をお願いいたします
望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、軽微変更4件についてご説明いたします。

資料14ページをご覧ください。

番号10、〇〇ほか4筆、クラインガルテンの農作業休憩施設です。申出者は、地元と締結しました松本市エコトピア山田再整備に伴う地域づくりに関する覚書に基づきまして、山田地籍においてクラインガルテンの整備を計画しました。クラインガルテンには農作業休憩施設が必要であることから、その立地について、他者所有地で検討をしましたが、条件に合致し、土地所有者の同意が得られたのは申出地のみであったことから、当該地を選定したというものです。以上により、畑、873平米について軽微変更をしたいとするものです。

続きまして、番号11、〇〇、農機具置場の追認です。案件番号2と同じ場所になるんですけれども、こちらに申出者の長女夫妻が当該敷地内に住宅を建てるということで、今回調査したところ、農機具置場の違反が判明したということです。申出者は兼業農家を営んでおりまして、トラクターや耕運機等の農機具置場を自宅近くに確保する必要があるということです。自宅周辺を検討しましたが、条件に合う土地が見つからなかったことから、申出地である田及び畑、1, 691平米のうち387.45平米を軽微変更したいとするものです。

続きまして、番号12、〇〇、イチゴ選果ハウス及び駐車場です。申出者は、申出地北西部にあります農地を借りてイチゴを栽培しています。経営も安定してきましたが、イチゴを選果する場所、冷蔵設備及び従業員駐車場が不足しているため、イチゴ選果ハウス及び駐車場の設置を計画しました。耕作地周辺で適地を検討しましたが、条件が合致し、所有者の同意を得られたのは申出地のみでした。以上により、畑、1,387平米のうち127.57平米について軽微変更したいとするものです。

続きまして、番号13、〇〇、農作業用倉庫の追認です。申出者は、申出地を相続しましたが、相続手続を行う中で、申出地に違反転用の農業用倉庫があることが判明しました。倉庫を増築した夫は亡くなっているため、経過は不明ですが、農業経営のためには当該倉庫が必要であることから、畑、2,763平米のうち313平米を軽微変更したいとするものです。

以上、軽微変更4件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま軽微変更4件について説明がありました。

地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

次に、全体を通しまして質問、意見等ありましたら、お願いいたします。
久保委員。

久保農業委員

望月さん、2つの案件の中に建築物がないからいいというように書いてあるのは、例えば農機具用でも、農機具を置く場も造っちゃいけないという解釈なんですか。例えば11番。

議 長

望月さん。

望月（農政課）主査 11番ですね、建築行為がないため、手続が不要。これについては、都市計画法上の手続は不要ということになっておりまして、もし今後、農業用施設として倉庫を例えば建てたいとか、建物を建てたいという場合は、農振法上は既にもう手続が済んでいるんですけども、都市計画法上の手続は今後必要になってくる。だから、今回の計画については、建物を建てないので、都市計画法上の手続は必要ないですと、そういう意味合いでございます。

久保農業委員

そうすると、先ほどのドローンの件も同じことですね。休憩所か何か造ろうと思ったら、それはまた別の話ですね。

望月（農政課）主査 そのとおりです、はい。

久保農業委員 はい、分かりました。

議長 ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
それでは、ただいま軽微変更4件について説明がありましたが、ないよう
ですので、集約いたします。
軽微変更4件、1,701.02平米については、了承すると集約したい
と思いますが、賛成いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、軽微変更4件については、了承すると集約いたします。
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたい
と思います。
局長。

小岩井局長 令和6年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に
ついて、協議結果の集約を報告いたします。
農家分家3件、897.9平米については、やむを得ないと集約いたしま
した。
その他6件、6,317平米については、やむを得ないと集約いたしまし
た。
軽微変更4件、1,701.02平米については、了承すると集約をいた
しました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、先ほど日程でもあったように、今度は本農振になりますので、
お願いします。
続いて、報告事項に入ります。
まず、アの令和6年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果
についてを議題といたします。
農政課の説明をお願いいたします。
藤井主事。

藤井（農政課）主事 農政課の藤井と申します。
令和6年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご
報告いたします。

ここからは着座にて失礼いたします。
資料27ページから28ページをご覧ください。
それでは、報告事項に移ります。

まず、認定農業者制度の概要は、資料2番のとおりです。また、複数の市町村で営農を行っている者については、長野県知事及び農林水産大臣が認定を行っております。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については、資料の表のとおりです。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人3件、再認定が個人9件、法人1件、共同2件の計12件、変更が個人2件、共同1件の計3件となります。

以上18件について、全件承認されたことをご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。
ただいま農政課から説明がありました。
これより質疑を行います。
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。
続きまして、報告事項のイ、令和6年度第2回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課の説明をお願いいたします。
小原主任。

小原（農政課）主任 農政課の小原と申します。

新規就農者の青年等就農計画の審査結果について報告させていただきます。
着座にて失礼します。
資料の29ページをご覧ください。

本年度第3回青年等就農計画の申請について、指導班書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

青年等就農計画の認定の関係につきましては、2番、制度の概要のとおりです。最も重要となるのが、2番のところの一番下、(2)のイの(エ)です。農業経営開始からおおむね5年後に農業所得が250万円程度見込まれる方が認定されます。

今回認定者6名いらっしゃいます。6名とも長野県の里親研修を2年間活

用して独立する方です。1番から3番の方は、国の補助事業を活用した方、4番から6番は、松本市とJA松本ハイランドの独自の研修事業を活用して独立する方です。

お1人ずつ申し上げますと、お1人目、梓川の〇〇さん、品目はリンゴです。

お2方目も梓川で、〇〇さん、品目はリンゴ。

3人目、波田、〇〇さん、品目はスイカです。

4人目、島立地区で〇〇さん、品目は施設のキュウリです。

5人目が島立の〇〇さん、同じく施設のキュウリです。

最後、6人目が今井地区、〇〇さん、ブドウとリンゴの複合経営です。

該当地区の皆様におかれましては、引き続き新規就農者のサポートをよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のウ、令和6年度全国農業新聞普及推進の取組結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

丸山さん。

丸山事務員

農業委員会事務局の丸山です。

資料は30ページになります。

全国農業新聞の普及推進の取組結果につきまして、簡単にご報告させていただきます。

8月から10月を普及強調月間として取り組んでいただきました。その結果、目標普及部数の44部に対しまして、14部普及していただきました。多くの委員の皆様へ普及推進に取り組んでいただき、誠にありがとうございました。

簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

今後とも農業新聞の普及推進にお力添えを賜りますようお願いいたします。以上です。

議長

お疲れさまでした。

それでは、質疑を行います。

ご質問、意見等ある方はお願いします。

[質問、意見なし]

議長

そういうことです。この間も農業会議常設のときにも説明があったんですが、二百数十部って、やっぱり県下一ですね。現状ね、取っていただくのはね。その中で、真っ先のときにも申し上げましたけれども、委員の皆さんは少なくとも義理でもいいで、委員の皆さん、皆購読をお願いしていますので、何分ご協力をお願いしたいと思います。

また、中川代理と僕と事務局でまた個人的に電話かけなきゃいけないところもあるかと思しますので、その節は快くよろしくをお願いしたいと思います。

いいですかね。

この件についてはこれで終わります。

それでは、最後に報告事項のエ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

31ページをお願いします。

主要会務報告です。

11月28日の全国農業委員会会長代表者集会に会長に出席をしていただきました。

12月17日、県との行政機関との農政懇談会に会長が出席をしました。

12月19日、農地転用の現地調査に松田委員と丸山委員に対応をしていただきました。

続きまして、32ページをお願いします。

1月7日、JAあづみ年始の会に会長が出席されます。

1月21日、松塩筑安曇農業委員会協議会先進地農業視察研修、長野市と小布施町になっています。協議会の代議員の方は出席をお願いします。

1月23日、農地転用の現地調査は矢嶋委員と御子柴委員になっています。お願いします。

1月27日、松本市議会経済懇談会に会長が出席します。

1月31日ですが、定例総会前に委員の研修会、学習会を予定しています。こちらでは3つの内容について説明、研修を行う予定です。

まず、農家レストランに関する農業振興地域からの除外についてです。こちらは、先日の総会で話題に上がりました件で、農政課から説明をしていただきます。

次に、アルウィン西側の開発に関する経過報告について、こちらも先月の総会で話題に上がった件であり、これまでの経過について商工課から報告をしていただく予定です。

最後に、農業委員会を取り巻く情勢や組織に関する動向について、概要を

説明する予定となっています。

以上の内容になっています。また、総会の後には新年会も計画していますので、出席をお願いいたします。

最後、欄外になりますが、2月の予定になっています。

2月3日から4日、県外視察研修があります。詳細については、この後、河西委員長から説明があります。

2月17日、1時半から、松塩筑安曇農業委員会協議会の農業活性化推進研修会が豊科公民館で開催されます。会場へは各自でお越しください。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

当面の予定と、併せて報告についてありましたが、何かありますか。

矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

1月23日、転用の現地調査ということで、私、行くようになっていますがけれども、その日予定が入ってしまっていて、申し訳ないですが、交代していただければと思います。

議 長

事務局とコンタクト取りながらお願いします。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

前段の挨拶でも申し上げたとおり、次回、新年明けた真っ先の総会、そういうことで、前段でちょっとやりたいと思いますので、3項目ですが、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

また、研修会についても、県外視察研修、ここに2月ですが、日程あります。やはり市の方針として、違う方向では計画できるかもしれませんが、1泊のこういう視察研修はこれが最後になりますのでお願いしたいと思います。

ほかに何かありますか。

二村さん。

二村農業委員

青年等の就農計画の審査結果という中の1番の〇〇は、うちに里親制度で来たんですが、私、2年間、もう2年になるんですけども、これ、本当に思うことは、この1人をすごいお金もそうですし、それから支援センターもそうですし、JAもそうだし、私たちもそうですし、もちろん農業委員会のほうもやってくださっているんですが、すごい、本当に1人を育てるのに、こんなにといいやっぱりやっているんですよ。

これ、私、ずっと思うんですが、親元にも少しでいいから、ちょっと手助けというか、何かやれるきっかけになるようなものがあれば、1人にこれ

だけの力を入れて育てるより、できるんじゃないかなと思うし、親元はそのまんまやっぱり地域のインフラを背負ってやれる人になると思うんですよ。この子たちは、すぐ地域のいろいろできるかというところ、農業はいいんですけども、地域のばりばり、例えば消防団に入ったりとか、いろいろなことができるかというところ、そうではないなというふうに思うんですよ。

なので、親元のところに、親元だから、いろいろそろっているから、そんなことはいいというふうに言われるんですけども、でも新しく子供がやるとなると、やっぱりそういうわけにもいかず、何かこのきっかけでできないのかなって2年間この子を育てながら私、思ったので、ちょっとここで話させていただきました。

以上です。

議長

あれだよ。今度は国の政策の中でも、親元就農もその一環として取り組むという方向も出されていますし、また基礎的自治体の松本市としても、またJAはもちろんそういう取組をしていらっしゃるんですけども、あらゆる方面から、年5%ずつ農家人口減っているんだから、そこら辺も含めて、それぞれまた振興委員会なりで、またその辺も含めた中で、また対応とか意見の発信できたらと思いますので、承っておきます。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

そういったことで、視察研修ぜひ参加をよろしくお願いいたします。

なければ、本件についてはただいまの報告のとおりでありますので、ご承知おきを願います。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

まず、県外視察研修について、河西委員長から説明していただきます。

河西情報・研修委員長 県外視察研修、先ほど会長が言われたとおり、1泊の視察研修は最後ということになります。多くの方から視察候補先の要望もいただいて、ご希望に添えなかったりもする部分もあったのですが、視察先は、横浜市にあるジュニアビレッジ根っこ塾というところですけども、これは中学生を中心にした、起業家的なことを育成する塾みたいなイメージです。そのツールとして農業があるという形。そういった形で、実際に経営的な軌道に乗っているところがありますので、そこを視察して、松本市に反映できればと考えています。

そして、横浜に1泊して、2日目に葉山の大规模な農産物直売所のほうを見学しまして、時間があれば、三浦大根で有名な三浦方面に足を伸ばしてという車窓から圃場を見ることができればと考えています。

ぜひ皆さん、研修ですので、参加していただきますようよろしくお願いいたします。

たします。

続けて農業活性化シンポジウムの件です。

2年に1回、農業委員会では農業活性化シンポジウムという形でイベントをやっています。今年がその年になっていまして、3月11日に音楽文化ホールで行いますので、ぜひ日程空けていただきますようお願いいたします。

今回のシンポジウムの内容は、情報・研修委員会のほうで、もう何か月も前から検討してきて、発表形式にしたいという希望があります。農業関係者、中堅農業者の方に未来の松本市をどう描いていくのかという形で、4名ほどの発表者を予定しています。

もちろん現在の農業をよくしていくというのは基本なのですが、同時に未来のほうも描いていきたいという、そういう趣旨になっています。こちらのほうも、これから人選等具体的に進めていきますので、ぜひ皆さん、ご参加とご協力のほどよろしくをお願いいたします。

情報・研修委員会からは以上になります。

議長

またそれぞれ皆さんで、やっぱり前段の挨拶でも申し上げたとおり、やっぱり我々は発信するという機会はそれほどないわけですから、そういう機会の1つだと思しますので、またご協力の上で、成功させて、にぎやかにしたいと思しますので、委員長、大変ご苦労さまですが、また皆さんご協力でいきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いします。

じゃ、草田係長。

草田係長

農業農村支援センターの山戸主査は本日欠席ですので、本日お配りした資料は各自ご覧ください。

本日配付しました追加資料は、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せて欠席委員におつなぎいただくとありがたく存じます。

また、該当地区の委員に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

最後に、お車でお越しの委員は、駐車場の無料化処理をしてお帰りください。

以上になります。

議長

それでは、全体を通しまして皆さんのほうから何か発言がありましたら、お願いします。

じゃ、上條さん。

上條農業委員

今回ですね、ちょっとお見せした資料、奈良井川から西ですね。梓川水系の水がどのように今年推移したかということでもあります。今年は普及センターから来ている温度と降水量のところを見てもらえば分かりますけれども、危機的になる寸前にまた雨が降ったりということで、乗り越えました

けれども、これが今後何十年という中で温暖化が進んでいって、なかなか定期的に雨が降らないということになると大変なものですから、こういう水位の変化を東京電力と調整しながら、改良区はですね、水が急激になくなってはいけないものですから、早い時期から5%ぐらい配水を削減して、この谷間のところに用意しておくということでダムを使っている次第です。ダムの重要性というものはそういうところにあると思うんです。

もともとあれは、主は発電ダムですので、最近は何となく豪雨が降ったとき、ダムの水をかなり抜いてしまって、一時的にあそこで水をためて、下流域に被害が出ないようにということです。

去年は一番出たときには600トン。これ、ちょっと感覚では分からないと思いますけれども、梓川の全面が水で埋まってしまうという量であります。300トン台の水は三、四回出たかな。近くにいる人たちは、もう水が流れる音がするというくらいの水が流れるのが大体300トンくらいだと思います。

以上です。

来年もこの資料、また出てきますので、温暖化と水量の関係にとっては大事な資料ですので、参考にしていただきたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それぞれ皆さんの立場の中で、機会があるごとに、この数字をバックボーンとして発言をしていただければいいと思いますし、また理事者の皆様とも共有しなきゃいけない内容だと思いますので、それぞれのご手配をお願いしたいと思います。

ほかに何か皆さんのほうでありますか。

[質問、意見なし]

議 長

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

これで議長を退任させていただきます。

陳腐であります、よいお年をお迎えください。

ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 1 1 番 _____

議事録署名人 1 2 番 _____